

## 神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県建築基準法施行細則（昭和37年神奈川県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第22条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第1号様式（第2面）及び第1号様式の2（第2面）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第4号様式の4中「意義」を「異議」に改める。

第11号様式（第2面）、第13号様式（第2面）及び第14号様式中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。